

随意契約の契約後公表

公益財団法人広島市文化財団会計処理規則第52条の規定により随意契約を締結したので、次のとおり公表します。

契約に係る 役務の名称	契約事務を 担当する部署	契約締結日	契約者	契約金額（税込）	契約の相手方とした理由
広島市中央公民館ほか70館当直業務及び開館時当直業務	名称：ひと・まちネットワーク部管理課 所在地：広島市中区袋町6番36号	令和7年4月1日	名称：（公社）広島県シルバー人材センター連合会 所在地：広島市中区西白島町24番36号	当直業務 1,401円（基本料金） 1,752円（深夜料金） 開館時当直業務 1,592円	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であって、本件調達の履行が可能であり、見積書を提出した者の中から、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示したため